役員報酬・退職金試算 2024 年版 帳票サンプル CCS サポート株式会社

※ 役員報酬試算 ※

(資本金1億円以下の普通法人が対象です。)

繰越欠損金(別表七(一) 3の計)		千円
法人所得金額(別表四 52の①)に	現状データ	比較データ
役員報酬の総額を合算した金額	120,000	119,706 千円
資 本 金	10,000	千円
利益積立金 (別表五(一) 31の①)	50,000	千円

※試算の種類	
単一年度での税負担の比較	Ī

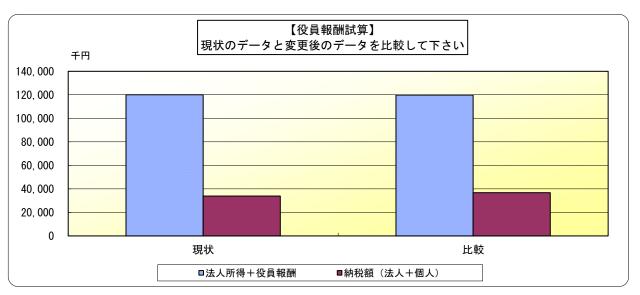
●現状データ (単位:千円)

	•								(去原・111)
会社法人科	说等	個人税金	社 長	取締役1	取締役2	取締役3	取締役4	個 人 計	総合計
所得金額	31,000	給与の額	24, 000	20,000	18,000	15,000	12,000	89,000	120, 000
		給与所得	22, 050	18, 050	16, 050	13, 050	10, 050	79, 250	
法 人 税	6, 536	他の所得	1,500	1,000	1,000			3, 500	
地方法人税	673	各種控除	380	760	380			1,520	
事 業 税	1, 962	社会保険料	1,666	1,666	1,666	1,623	1, 415	8, 036	
特別法人事業税	725	基礎控除	480	480	480	480	480	2, 400	
道府県民税	85	課税所得額	21, 024	16, 144	14, 524	10, 947	8, 155	70, 794	
市町村民税	442	所 得 税	5, 731	3,871	3, 325	2, 120	1, 265	16, 312	
		住民税	2, 108	1,620	1, 458	1, 100	821	7, 107	会社個人計
税金合計	10, 423	税金合計	7,839	5, 491	4, 783	3, 220	2,086	23, 419	33, 842
対税 (%)	33, 6	対税 (%)	30, 7	26. 1	25, 2	21. 5	17.4	25, 3	28, 2

●比較データ (単位・壬田)

●比較ケーク	4								(単位:十円)
会社法人科	说等	個人税金	社 長	取締役1	取締役2	取締役3	取締役4	個人計	総合計
所得金額	4, 706	給与の額	30,000	25, 000	22, 000	20,000	18, 000	115, 000	119, 706
		給与所得	28, 050	23, 050	20, 050	18, 050	16, 050	105, 250	
法人税	705	他の所得	1,500	1,000	1,000			3, 500	
地方法人税	72	各種控除	380	760	380			1,520	
事 業 税	177	社会保険料	1,666	1,666	1,666	1,666	1,666	8, 330	
特別法人事業税	65	基礎控除		320	480	480	480	1,760	
道府県民税	27	課税所得額	27, 504	21, 304	18, 524	15, 904	13, 904	97, 140	
市町村民税	92	所 得 税	8, 377	5, 845	4, 710	3, 790	3, 116	25, 838	
		住民税	2, 756	2, 136	1,858	1, 596	1, 396	9, 742	会社個人計
税金合計	1, 138	税金合計	11, 133	7, 981	6, 568	5, 386	4, 512	35, 580	36, 718
対税(%)	24. 2	対税 (%)	35. 3	30.7	28.6	26. 9	25. 1	30.0	30. 7

※試算の種類が「2期連続での比較」の場合は、現状データは当期、比較データは翌期とみなして試算します。 ※所得稅は復興特別所得稅を含めた金額です。※住民稅は森林環境稅を含めた金額です。 ※2024年4月時点での稅制に基づいて試算しています。 ※比較データの法人所得金額は現状データの当該入力額に、現状データと比較データの役員報酬額の違いによる 社会保険料の会社負担分の差額を加・減算した金額を自動的に算出しています



※ 役員報酬試算(拡張版)※

(資本金1億円以下の普通法人が対象です。)

様 繰越欠損金(別表七(一)3の計) 千円 法人所得金額(別表四52の①)に 役員報酬の総額を合算した金額 398,233 千円 課税所得金額 287,733 千円 資本金 50,000 千円 利益積立金(別表五(一)31の①) 千円

法人に係る税金	104, 909	千円
役員に係る税金	31, 331	千円

	_		(単位:千円)
	給与の額	他所得金額	所得控除額
社 長	25,000	3,000	2, 089
副社長	20,000	2,000	2, 469
専 務	18,000		1, 709
常務	17, 500		2, 089
取締役1	15, 000		1, 623
取締役2	15,000		1,623
取締役3			
取締役4			
取締役5			
取締役6			
取締役7			
取締役8			
取締役9			
監査役1			
監査役2			
合 計	110, 500	5,000	11,602

糕

◎会社法人税等

(単位:千円)

総利益額	398, 233	法人税	66, 098
役員給与	110, 500	地方法人税	6, 808
繰越欠損金		事業税	19, 933
		特別法人事業税	7, 375
課税所得	287, 733	道府県民税	680
		市町村民税	4,015
資本金	50,000		
利益積立金		税額合計	104, 909
	_	対税割合(%)	36. 4

◎役員税金

(単位:千円)

役員給与	110, 500
人只们了	110,000
所得税(※) 住民税	22, 077 9, 254
税額合計	31, 331
対税割合(%)	27. 1

(単位:千円)

会社+個人の	税額
	136, 240
会社総利益額	
対税割合(%)	34. 2

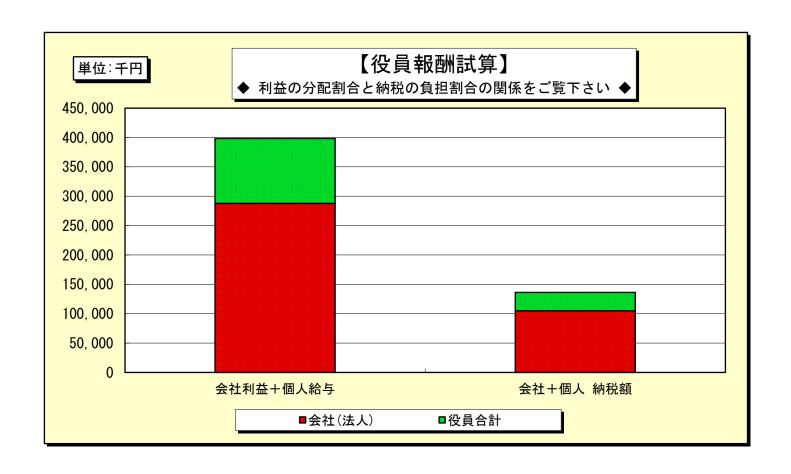
◎役員給与所得税等内訳

(単位:千円)

	役員給与	給与所得	他の所得	所得控除	所得金額	所得税	住民税		対税割合(%)
=	(A)		(B)					(C)	(C) / (A+B)
社 長	25, 000		•	2, 089	23, 961		· ·	9, 332	
副社長	20, 000	18, 050	2,000	2, 469	17, 581	4, 355	1, 764	6, 119	27.8
専 務	18, 000	16, 050		1, 709	14, 341	3, 263	1, 440	4, 703	26. 1
常務	17, 500	15, 550		2, 089	13, 461	2, 967	1, 352	4, 319	24. 6
取締役 1	15, 000	13, 050		1,623	11, 427	2, 281	1, 148	3, 429	22.8
取締役2	15, 000	13, 050		1,623	11, 427	2, 281	1, 148	3, 429	22.8
取締役3									
取締役4									
取締役5									
取締役6									
取締役7									
取締役8									
取締役9									
監査役 1									
監査役2									
	110 500	00.000	5 000	11 600	00.100	00.055	0.054	01 001	07.1
合 計	110, 500	98, 800	5, 000	11,602	92, 198	22, 077	9, 254	31, 331	27. 1

※所得税は復興特別所得税を含んだ金額です。※住民税は森林環境税を含んだ金額です。

※2024年4月時点での税制に基づいて試算しています。



I. 役員退職慰労金算出

(単位:円)

		1	2	3
1. 退職慰労金の算出	退任時報酬月額	1, 500, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
	役員在任年数	14	14	14
	(月単位まで入力)	6	6	6
	功績倍率	3.0	2.5	2. 0
2. 特別功労加算金	%(50%以内)	50	50	
	実額の場合			
3. 弔 慰 金	(業務上死亡=1, その他=2)			
	業務上死亡(3年)			
	その他死亡(6ヶ月)			
4. 支給総額	退職慰労金	65, 250, 000	54, 375, 000	43, 500, 000
	特別功労加算金	32, 625, 000	27, 187, 500	
	弔慰金			
	合計(退職金の総額)	97, 875, 000	81, 562, 500	43, 500, 000

Ⅱ. 生存退職金の税金

(単位:円)

		(1) 上 1 3/		
		1	2	3
1. 退職所得の税金	退職手当	97, 875, 000	81, 562, 500	43, 500, 000
	勤続年数	20	20	20
	所得税	15, 749, 588	12, 166, 644	4, 412, 251
	住民税	4, 493, 600	3, 678, 000	1, 775, 000
	税額合計(A)	20, 243, 188	15, 844, 644	6, 187, 251
	税引後差引(手取額)	77, 631, 812	65, 717, 856	37, 312, 749
2. 法人の節税額	現状の法人所得金額	150, 000, 000	150, 000, 000	150, 000, 000
	資本金	20, 000, 000	20, 000, 000	20, 000, 000
	期首利益積立金額	88, 776, 600	88, 776, 600	88, 776, 600
	現状の法人税等(B)	54, 220, 800	54, 220, 800	54, 220, 800
	退職金支給後の所得金額	52, 125, 000	68, 437, 500	106, 500, 000
	上に対する法人税等(C)	18, 199, 200	24, 202, 700	38, 211, 200
	差引節税額(D) "(B)-(C)"	36, 021, 600	30, 018, 100	16, 009, 600
3. 個人・法人納税損得	(D) – (A)	15, 778, 412	14, 173, 456	9, 822, 349
	法人実質負担額	61, 853, 400	51, 544, 400	27, 490, 400

Ⅲ. 死亡退職金の税金

(単位:円)

		1)	2	3
1. 死亡退職者の相続税	現状の相続財産			
	配偶者いる= 1			
	子供の人数			
	現状の相続税			
	現状の相続財産			
	退職控除			
	退職金受取後の相続財産			
	上に対する相続税			
	差引増税額(A)			
2. 法人の節税額	現状の法人所得金額			
	資本金			
	期首利益積立金額			
	現状の法人税等(B)			
	退職金支給後の所得金額			
	上に対する法人税等(C)			
	差引節税額(D) "(B)-(C)"			
3. 相続・法人納税損得	(D) – (A)			
	法人実質負担額			

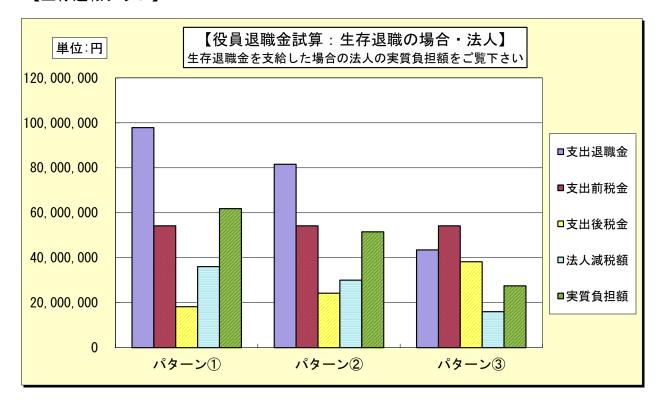
※法人税等・・・法人税, 地方法人税, 法人事業税, 特別法人事業税, 法人住民税の合算額

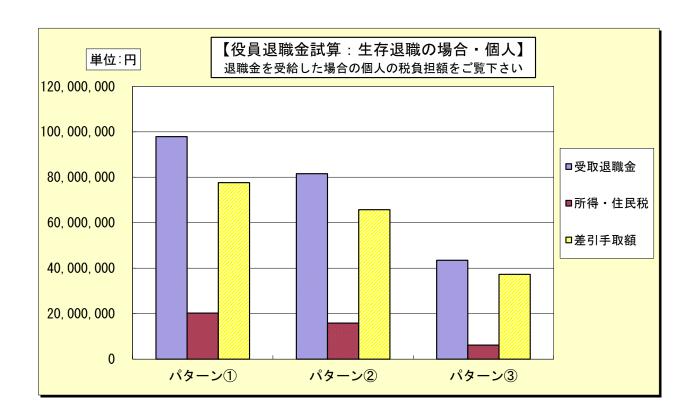
※所得税・・・・退職所得の源泉徴収税額(復興特別所得税を含んだ金額)

※勤続 5 年以下の場合、退職所得控除額を控除した後の金額を 2 分の 1 しないで計算しています。

※2024年度の税制に基づいて試算しています。

【生存退職グラフ】





I. 役員退職慰労金算出

(単位:円)

		1	2	3
1. 退職慰労金の算出	退任時報酬月額	1, 500, 000	1,500,000	1, 500, 000
	役員在任年数	14	14	14
	(月単位まで入力)	6	6	6
	功績倍率	3.0	2. 5	2. 0
2. 特別功労加算金	%(50%以内)	50	50	
	実額の場合			
3. 弔 慰 金	(業務上死亡=1, その他=2)	1	1	1
	業務上死亡(3年)	54, 000, 000	54, 000, 000	54, 000, 000
	その他死亡(6ヶ月)			
4. 支給総額	退職慰労金	65, 250, 000	54, 375, 000	43, 500, 000
	特別功労加算金	32, 625, 000	27, 187, 500	
	弔慰金	54, 000, 000	54, 000, 000	54, 000, 000
	合計(退職金の総額)	151, 875, 000	135, 562, 500	97, 500, 000

Ⅱ. 生存退職金の税金

(単位:円)

		(十四十1)			
		1	2	3	
1. 退職所得の税金	退職手当				
	勤続年数	20	20	20	
	所得税				
	住民税				
	税額合計(A)				
	税引後差引(手取額)				
2. 法人の節税額	現状の法人所得金額	150, 000, 000	150, 000, 000	150, 000, 000	
	資本金	20, 000, 000	20, 000, 000	20, 000, 000	
	期首利益積立金額	88, 776, 600	88, 776, 600	88, 776, 600	
	現状の法人税等(B)				
	退職金支給後の所得金額				
	上に対する法人税等(C)				
	差引節税額(D) "(B)-(C)"				
3. 個人・法人納税損得	(D) – (A)				
	法人実質負担額				

Ⅲ. 死亡退職金の税金

(単位:円)

		1)	2	3
1. 死亡退職者の相続税	現状の相続財産	520, 000, 000	520, 000, 000	520, 000, 000
	配偶者いる= 1	1	1	1
	子供の人数	2	2	2
	現状の相続税	69, 800, 000	69, 800, 000	69, 800, 000
	現状の相続財産	520, 000, 000	520, 000, 000	520, 000, 000
	退職控除	15, 000, 000	15, 000, 000	15, 000, 000
	退職金受取後の相続財産	602, 875, 000	586, 562, 500	548, 500, 000
	上に対する相続税	87, 410, 800	83, 944, 400	75, 856, 200
	差引増税額(A)	17, 610, 800	14, 144, 400	6, 056, 200
2. 法人の節税額	現状の法人所得金額	150, 000, 000	150, 000, 000	150, 000, 000
	資本金	20, 000, 000	20, 000, 000	20, 000, 000
	期首利益積立金額	88, 776, 600	88, 776, 600	88, 776, 600
	現状の法人税等(B)	54, 220, 800	54, 220, 800	54, 220, 800
	退職金支給後の所得金額		14, 437, 500	52, 500, 000
	上に対する法人税等(C)	70,000	4, 328, 700	18, 337, 200
	差引節税額(D) "(B)-(C)"	54, 150, 800	49, 892, 100	35, 883, 600
3. 相続・法人納税損得	(D) – (A)	36, 540, 000	35, 747, 700	29, 827, 400
	法人実質負担額	97, 724, 200	85, 670, 400	61, 616, 400

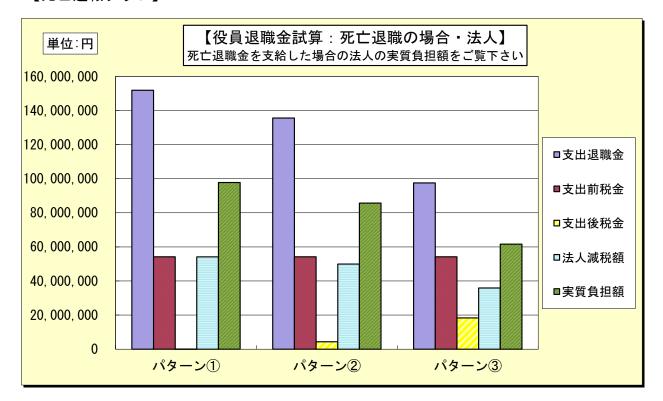
※法人税等・・・法人税, 地方法人税, 法人事業税, 特別法人事業税, 法人住民税の合算額

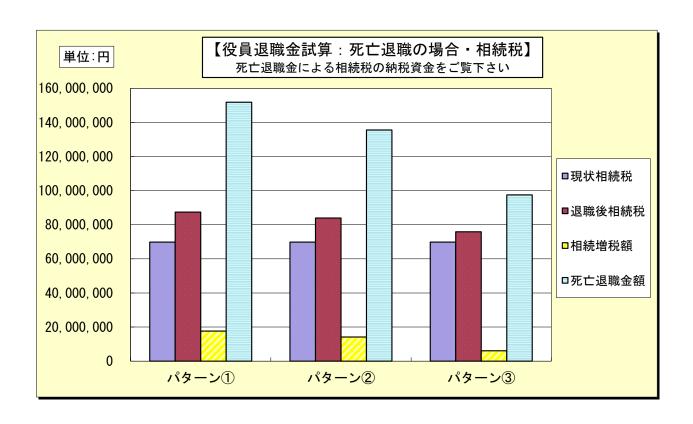
※所得税・・・・退職所得の源泉徴収税額(復興特別所得税を含んだ金額)

※勤続 5 年以下の場合、退職所得控除額を控除した後の金額を 2 分の 1 しないで計算しています。

※2024年度の税制に基づいて試算しています。

【死亡退職グラフ】





役員退職金慰労金規程

第1条(総 則)

本規定は、退任した取締役または監査役(以下役員という)の退任慰労金について定める。

第2条(退職慰労金額の決定)

退任した役員に支給すべき退職慰労金は、次の各号のうち、いずれかの額の範囲内とする。

- ・本規程に基づき、取締役が決定し、株主総会において承認された額。
- ・本規程に基づき計算すべき旨の株主総会の決議に従い、取締役会が決定した額。

第3条(退職慰労金の額の算出)

役員の退職慰労金の額は、次の算式によって得たものとする。

- ・退職慰労金=退任時の報酬月額×役員在任年数×功績倍率
- ・ 各役位別の功績倍率は次の通りとする。

社		長	3.	0
専常		務	2.	4
常		務	2.	2
取	締	役	1.	8
監	查	役	1.	6

ただし、役位に変更のある場合には、役員在任中の最高役位をもって最終役位とする。 また、役位の変更によって報酬月額に減額が生じた場合も、最終報酬額は役員在任中の最高 報酬月額とする。

第4条(役員報酬)

役員報酬とは、名目のいかんを問わず、毎月定まって支給されるものの総額をいう。

第5条(役員在任年数)

役員在任年数は、1ヵ年を単位とし、端数は月割とする。ただし、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

第6条(在任期間の特例)

役員がその任期中に死亡し、またやむを得ぬ事由により退任したときは、任期中の残存期間 を在任月数に加算して計算することができる。

第7条(非常勤期間)

役員の非常勤期間について、原則として、退職慰労金算出の際の役員在任年数から除く。 ただし、特別の場合は取締役会で別にきめることができる。

第8条(特別功労加算金)

取締役会は、特に功績が顕著と認められる役員に対しては、第3条により算出した金額に、 その50%を超えない範囲で加算することができる。

なお、監査役が特別功労加算金の対象となる場合は、監査役の同意を要する。

第9条(弔慰金)

役員が在任中に死亡したときは、次の金額を弔慰金として支給する。弔慰金のうちには、葬祭料、花輪代は含まない。

業務上の死亡の場合……退任時の報酬月額×36 (3ヵ年分) その他の死亡の場合……退任時の報酬月額×6 (6ヵ月分)

第10条(特別減額)

取締役会は、退任役員のうち、在任中特に重大な損害を会社に与えた者に対し、第3条により算出した金額を減額することができる。

第11条(支払時期および方法)

退職慰労金の支給時期は、株主総会直後の取締役会での決定後2ヵ月以内とするが株主総会前であっても本規程にしたがい、取締役会で決議された場合は、決定後2ヵ月以内とする。 ただし、経済界の景況、会社の業績等により当該役員またはその遺族と協議の上、支給の時期、回数、方法について別に定めることがある。

第12条(会社加入の事業保険との関連)

退職慰労金と関連のある会社加入の生命保険および損害保険契約の受取保険金(中途解約返戻金も同じ)は、全額会社に帰属する。

第13条 (規程の改正)

この規程は、取締役会の決議および監査役の協議を経て随時改正することができる。 ただし、株主総会において決議を得た特定の退任役員に対して支給する退職慰労金は、その 決議当時の規程による。

〈付 則〉

本規程は、令和 年 月 日より実施する。

取締役会議事録

令和 年 月 日午 時 分より、当会社の本社において取締役会を開催した。

出席取締役 名(全取締役 名)

代表取締役 は選ばれて議長となり、下記の議案につき可決確定の 上、午 時 分散会した。

第1号議案 役員退職慰労金規程制定の件

上記の議案につき議長から制定の趣旨に関し説明があり、その内容について審議した ところ、出席した取締役全員の賛成をもってこれを可決した。

なお、この規程は監査役についても適用されるため、本規定の制定について、監査役の同意を経ているとの議長からの報告があった。

第2号議案 役員退職慰労金の原資調達のため会社加入保険制度採用の件

上記の議案について議長から、第1号議案による役員退職慰労金規程の制度に伴い、 これが源資を得るため、会社加入の生命保険および損害保険の役員保険金制度を採用し たい旨、および、

その内容について説明があり審議したところ、出席した取締役全員の賛成をもってこれを可決した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、出席取締役全員がこれに記名押印する。

令和 年 月 日

株式会社取締役会

議	長	代表取締役	印
		出席取締役	印
		同	印
		同	印

臨時株主総会議事録

令和 年 月 日午 時 分より、当会社の本社において、臨時株主総 会を開催した。 当会社株主総数 名 名 発行済株主総数 出席株主数 (委任状による者を含む) 名 この持株数 株 以上の通り株主の出席があったので、定款の規定により代表取締役 席につき、臨時株主総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入っ 議 案 退任した 殿の退職慰労金等の支給に関する件。 議長は、令和 年 月 日退任した 殿のに対し、退職慰労金等を支給することについて、当社の基準の範囲内でその金額、支給の時期、支払の方法等 を取締役会に一任したいとの提案をなしたるところ、全員異議なく承認可決された。 議長は以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午 時 分閉会した。 以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長および出席取締役がこれに 記名押印する。 令和 年 月 日 株式会社臨時株主総会 議長 代表取締役 印 出席取締役 印 同 印

同

印

取締役会議事録

令和 年 月 日午 時 分より、当会社の本社において、取締役会を 開催した。

出席取締役 名(全取締役 名)

代表取締役 は選ばれて議長となり、下記の議案につき、可決確定の 上、午 時 分散会した。

議 案

退任した

殿に対する退職慰労金等の支給に関する件。

令和 年 月 日退任した 殿に対する退職慰労金等の決定については、令和 年 月 日株主総会決議でもって「金額の決定およびその支給手続については、取締役会決議に一任された」ので、当社内規にもとづき次のように原案を提示して議場に

賛否を問うところ全員意義なく原案通り決定した。

記

金額の確定

退職慰労金 万円 特別功労加算金 万円 支払期日 令和 年 月 日

支払方法 現金または小切手にて支払う。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、出席取締役全員がこれに記名押印する。

同

令和 年 月 日

株式会社取締役会

議	長	代表取締役	印
		出席取締役	印
		同	印

印

辞 任 届

私は、一身上の都合により、貴社の 取締役 を辞任いたしたく、お届けいたします。

令和 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

(商号) 株式会社 御中

臨時株主総会議事録

令和 年 月 日午 時 分より、当会社の本社において、臨時株主総会を開催した。

当会社株主総数 名 発行済株主総数 名 出席株主数 (委任状による者を含む) 名 この持株数 株

以上の通り株主の出席があったので、定款の規定により代表取締役 は議長席につき、午 時株主総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

議 案

死亡退任した

殿の弔慰金並びに死亡退職金等支給に関する件。

死亡退職金等を支給することについて当会社の基準内で、その金額、支給の時期、支払 方法等を取締役会に一任したいとの提案をなしたるところ、全員異議なく承認可決され た。

議長は以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午時分開会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長および出席取締役がこれに 記名押印する。

令和 年 月 日

株式会社臨時株主総会

 議長
 代表取締役
 印

 出席取締役
 印

 出席取締役
 印

取締役会議事録

令和 年 月 日午 時 分より、当会社の本社において、取締役会を 開催した。

出席取締役 名(全取締役 名)

代表取締役 は選ばれて議長となり、下記の議案につき、可決確定の 上、午 時 分散会した。

議 案

取締役 殿死亡に伴う、弔慰金、死亡退職金等の支給に関する件。

令和 年 月 日 殿死亡に伴う、弔慰金、死亡退職金等の決定については、令和 年 月 日株主総会決議でもって「金額の決定およびその支給手続については、取締役会決議に一任された」ので、当社内規にもとづき次のように原案を提示して議場に

賛否を問うところ全員意義なく原案通り決定した。

記

金額の確定

用 慰 金 万円 死亡退職金 万円

特別功労加算金 万円

支払期日 令和 年 月 日

支払方法 現金または小切手にて支払う。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、出席取締役全員がこれに記名押印する。

令和 年 月 日

株式会社取締役会

議	長	代表取締役	印
		出席取締役	印
		出席取締役	印

出席取締役

訂